

四万十町ファミリーサポートセンター

利用の手引き



四万十町ファミリーサポートセンター

(社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会内)

ファミサポ専用携帯 : 090-1575-1195

しまんと町社協 : 0880-22-1195

FAX : 0880-22-1138

メールアドレス : famisapo1195@gmail.com



◀ ファミサポ専用 LINE QR コード

★ 目 次

★ 目次	1
1. ファミリーサポートセンターとは	2
2. 会員になるために	2
3. 入会・退会の手続き等	3
4. 援助できる内容	3
5. 援助活動の仕組み	4
6. 援助活動について	6
7. 活動を開始する前に	7
8. 利用料等に関する基準	9
9. 補償保険制度について	11
10. 四万十町ファミリーサポートセンター会則	16
11. 四万十町ファミリーサポートセンターの個人情報保護に 関する方針	21
ファミリーサポートセンターQ&A（おねがい会員より）	23
ファミリーサポートセンターQ&A（まかせて会員より）	27
〔様式一覧〕	29

1. ファミリーサポートセンターとは…

四万十町ファミリーサポートセンター（以下、「センター」という。）は、

『子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）』と

『子育てのお手伝いをしたい人（援助会員）』が

子育ての相互援助活動を行う会員組織です。

子育てしやすい環境を整え、地域社会全体で子育てを援助していくことによって「安心して子育てができる地域」を目指して活動します。

2. 会員になるために

《会員の条件》

(1) 依頼会員（以下「おねがい会員」という。）

四万十町に住所を有する、生後 6 ヶ月から小学校 6 年生までの子と同居する保護者の方

里帰り出産等で一時的に町内に居住し、親類からの援助が受けられない場合及びその他の子育て支援として事業の利用が必要と認められる保護者の方

(2) 援助会員（以下「まかせて会員」という。）

四万十町に住所を有する 20 歳以上の方で、心身とも健康で、積極的に援助活動ができる方

(3) 両方会員（以下「どちらでも会員」という。）

おねがい会員・まかせて会員の両方を兼ねる方

《アドバイザーについて》

センターの円滑な運営、事務処理や相互援助活動の円滑化を図るため、アドバイザーを置きます。

◎アドバイザーの業務

- ①センターの会員募集
- ②会員の相互援助活動の調整及び支援に関すること
- ③会員に対する事業の周知、講習会の開催に関すること
- ④会員間の交流及び情報交換に関すること
- ⑤関係機関との連携調整
- ⑥センターの広報活動に関すること
- ⑦その他必要な業務に関すること



3. 入会・退会の手続き等

《入会手続き》

- (1) 所定の「入会申込書」に必要な事項を記入し、直接センターへお申し込みください。
- (2) おねがい会員は、アドバイザーとの面接を受けた上で、会員証を発行します。
- (3) まかせて会員及びどっちも会員は、原則として、センターが実施する講習を受講した上で会員証を交付します。

《退会手続き》

センターを退会しようとする会員は「退会届」を提出するとともに「会員証」及びセンターが指示する書類等を返還してください。

4. 援助できる内容

◎ファミリーサポートセンターで行う援助は…

あくまでも恒常的・臨時的のものです。

保育施設のような長時間・継続的なものではありません。

突発的なことや、短時間での援助が必要な時に上手にご利用ください。

◎四万十町ファミリーサポートセンターで行う支援の内容

- ①保育施設等の保育開始前までと保育終了後、お子さんを預かります。
- ②保育施設等までのお子さんの送迎を行います。
- ③学校の放課後又は、放課後児童クラブ等終了後、お子さんを預かります。
- ④会員の方が冠婚葬祭・会合・通院・外出（リフレッシュ）などの際、お子さんを預かります。
- ⑤その他、センターの認める範囲内で、会員の仕事と育児の両立に必要な援助を行います。

※原則として、お子さんを預かる場合は、まかせて会員の自宅で預かります。

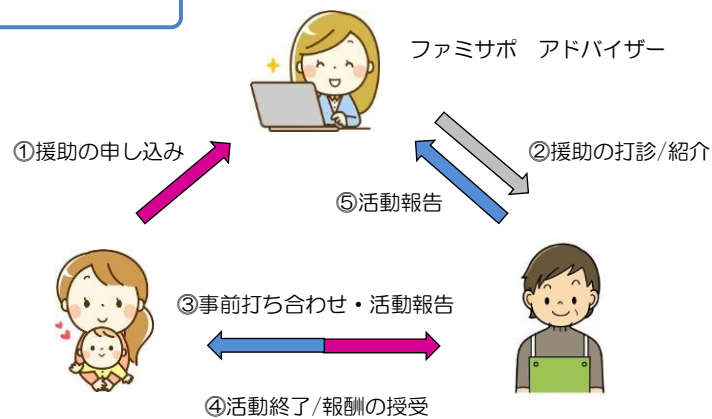
※援助活動は、早朝、夜間にわたることもありますが、宿泊はできません。

※お子さんの受け渡しについては、大人から大人への受け渡しとします。

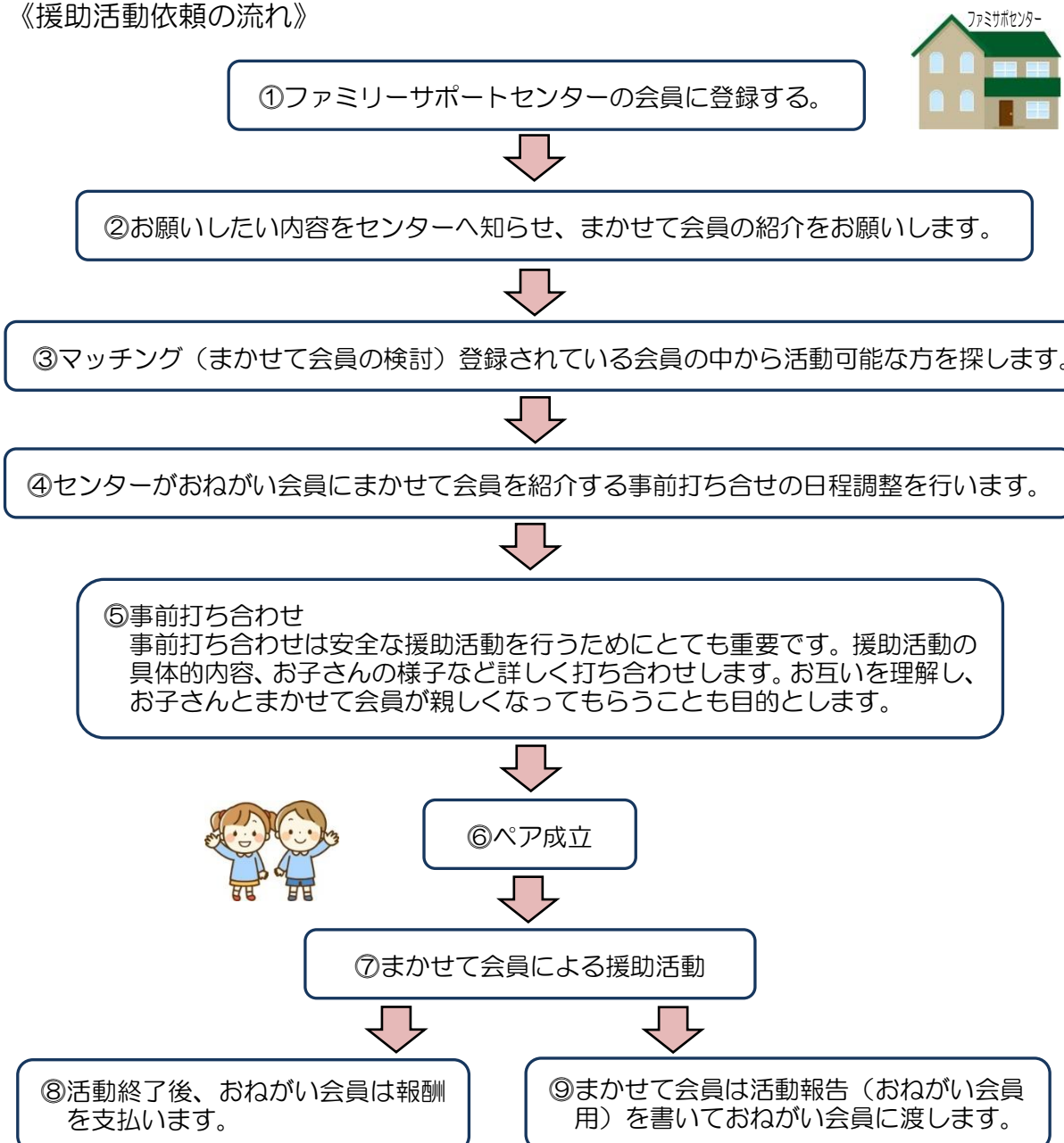
※病児・病後児のお子さんの援助はできません。



5. 援助活動の仕組み



《援助活動依頼の流れ》



四万十町ファミリーサポートセンター



おねがい会員登録

登録は無料です。

まかせて会員登録

個別の説明を受けて、制度の趣旨や目的をご理解の上入会申し込みを提出

【必要書類】

・入会申込書

【お渡しする書類】

・事前打ち合わせ書

【支援内容の確認】

・利用の内容

・まかせて会員への希望

・場所、送迎の有無、利用の頻度等

センターの実施する研修会受講後個別説明を受けて、制度の趣旨や目的をご理解していただいたうえで《会員登録完了》となる。

【必要書類】

・入会申込書

※後日、面接を行う。

センターへ援助の依頼

・まかせて会員の紹介をしてもらう。

センターより援助の依頼

・援助内容の確認

・活動可能な場合は、おねがい会員へ情報を提供

センターのアドバイザーが、まかせて会員とおねがい会員に連絡をして事前打ち合わせの日時を調整する。
※まかせて会員に紹介状・事前打ち合わせ書を送付（おねがい会員にも同時発送）

事前打ち合わせ

おねがい会員は事前打ち合わせ書を記入、お子さんと一緒にまかせて会員宅にて行う。

※事前打ち合わせ終了後、ペアが不成立の場合、センターに紹介状を返却してください。

援助の依頼

マッチングが成立しているまかせて会員さんに直接連絡をして依頼します。
援助日時が決まったら、センターまで報告をお願いします。

援助依頼

援助活動

援助活動

活動終了時に報告書を作成しおねがい会員へ提出
（利用等の領収書になります。）

援助活動終了後

まかせて会員へ利用料をお支払いください。

利用料等支払い

センターへ活動報告書を提出
翌月5日までに提出してください。

※活動報告書は、3部構成になっております。①まかせて会員用 ②おねがい会員用 ③センター用

《問い合わせ先》

四万十町ファミリーサポートセンター

TEL 0880-22-1195

携帯 090-1575-1195

6. 援助活動について



おねがい会員・まかせて会員、直接センターにて登録します。

アドバイザーは、おねがい会員の依頼内容にあった援助のできるまかせて会員に連絡します。

アドバイザーは、おねがい会員、まかせて会員に連絡し『事前打ち合わせ』の日時・場所を調整します。

アドバイザーは、おねがい会員に援助のできるまかせて会員を紹介しま

おねがい会員とまかせて会員で『事前打ち合わせ』を行います。

- ◆原則として『事前打ち合わせ』は、おねがい会員がお子さんを連れてまかせて会員宅で行います。
- ◆『事前打ち合わせ』は、援助時間などを決めるだけでなく、お互いを理解し、特にお子さんがまかせて会員になれることが大切です。

援助活動を依頼したい時は、マッチング済のまかせて会員に直接連絡をします。

おねがい会員は、活動日時が決まったら、センターに連絡をしてください。

- ◆食事・おやつ・おむつ等は原則としておねがい会員が用意します。
- ◆おねがい会員は、送迎を依頼した場合、お子さんの通っている施設（保育所や放課後児童クラブなど）に、迎えに行くまかせて会員のことを伝えておきましょう。
※保育施設の送迎は事前に委任状の提出が必要です。

おねがい会員は、約束の時間までにまかせて会員のお宅へお子さんを迎えに行きます。

まかせて会員は、援助が終了したら「活動報告書」を記入します。

まかせて会員は「活動報告書」を翌月5日までにセンターに提出します。

おねがい会員、まかせて会員の双方が活動報告書の内容を確認したら、おねがい会員は、報酬を支払いま



《キャンセルの手続き》

①会員間でキャンセルの連絡を行う。※キャンセルする側からできるだけ早く連絡してください。

②センターへのキャンセルの報告 ※センター閉所時でも報告が必要です。メール等をご利用ください。

◆おねがい会員が当日キャンセルする場合は、キャンセル料が発生します。

◆まかせて会員からのキャンセルはキャンセル料が発生しません。

詳しくは、利用料に関する基準をご覧ください。

7. 活動を開始する前に

【会員心得】

- ①ファミリーサポートセンターの趣旨を理解した上、決まりを守りましょう。
- ②お互いのプライバシーは守りましょう。
- ③約束した開始時間・終了時間は守りましょう。
- ④援助依頼の成立後、おねがい会員は、その都度センターに連絡してください。



休日等でセンターが休みの場合は、援助開始前に必ずセンターの留守電またはメール等に連絡してください。センターへの報告のない活動については、補償保険が適用されません。

※留守電（携帯）、メール等には会員番号・氏名・援助内容を記録してください。

【おねがい会員】

- ◆必要な持ち物（食事・ミルク・哺乳瓶・おむつ・着替え・ビニール袋・お気に入りのおもちゃ等）はそろっていますか？

※まかせて会員が用意した場合は実費となります。

- ◆送迎などの依頼の場合、保育施設への連絡・委任状の届出は済んでいますか？
- ◆保育施設等から持って帰るものなどをまかせて会員に伝えていますか？
- ◆利用料や実費などの準備は済んでいますか？



※金額をあらかじめ計算し、おつりのいらぬように封筒などに入れておきましょう。

- ◆依頼した援助活動以外の内容は要求しないでください。
- ◆お子さんの様子はいつもと変わりありませんか？病児・病後児の援助の依頼はできません。

【まかせて会員】

- ◆家庭にお子さんを迎え入れる準備はできていますか？

☐安全チェックリストに基づいたチェック

☐他の家族の理解



- ◆お子さんの年齢的な特徴・性格・好きなものなどについて、情報を把握していますか？
- ◆送迎の援助の場合、保育施設等の場所は把握していますか？また、持って帰るもの等は把握していますか？
- ◆活動中は、常にお子さんの安全の確保に努めましょう。
- ◆活動中にお子さんの異常を認めた場合（体調不良・ケガ・事故など）は、おねがい会員に速やかに連絡するとともに、状況に応じた対応をとり、センターにもご連絡ください。

安全チェックリスト



活動を始める前に、お子さんにとって危険な場所がないか、このチェックリストを使って確認を行いましょう。

1. 火災や地震の際の避難場所を知っていますか。 ☐
2. 119番を呼ぶ際に必要となる場所（活動場所の住所、目印となる建物）について把握していますか。 ☐
3. 緊急連絡先（おねがい会員、センター、かかりつけ医など）を控えていますか。 ☐
4. 階段や段差のあるところには、子どもが落ちないように対策がしてありますか。 ☐
5. ドアがバタンと閉まらないような対策がしてありますか。 ☐
6. たばこ、ライター、薬、化粧品、洗剤、刃物など子どもの手の届かないところに置いていますか。 ☐
7. 硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなど子どもの手の届かないところに置いていますか。 ☐
8. ビニール袋やラップなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。 ☐
9. 熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。 ☐
10. 反射式石油ストーブやファンヒーターなどは、子どもの手の届かないところに置いていますか。 ☐
11. 浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしませんか。浴室に鍵をかけるなど、子どもが1人では中に入れないような対策がしてありますか。 ☐
12. 子どもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を片付けましたか。一人で出ないように鍵をかけましたか。 ☐
13. 子どもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転倒防止のための対策はとっていますか。 ☐
14. 子どもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていますか。 ☐
15. ブラインドの紐は子どもが首をひっかけてしまわないように、子どもが届かない高さでくくってありますか。 ☐

8. 利用料等に関する基準

一般援助活動	午前7時～午後7時まで	1時間あたり600円
	午後7時～午後9時まで	1時間あたり700円
	土日祝日午前7時～午後9時まで	1時間あたり700円
	年末年始（12/29～1/3）	1時間あたり700円
交通費	自家用車を使った場合	1km25円
	公共交通機関を利用した場合	実費
食事代	まかせて会員が提供する場合	実費（1食200円程度～）
おむつ代	まかせて会員が提供する場合	実費

《備考》

- 注1 最初の1時間は、それに満たない場合でも1時間とみなします。
- 注2 1時間を超える場合は、30分単位でそれぞれ1時間あたりの利用単価の半額とします。
- 注3 援助活動が午後7時をまたぐ場合は、1時間600円で計算してください。
- 注4 同一世帯に属する複数の子どもを預かる場合は、2人目から半額とします。
- 注5 おねがい会員が援助活動を取り消した場合は、次の通りとします。
- ア) 前日までの取り消し・・・・・・・・・・無料
 - イ) 当日の取り消し・・・・・・・・・・依頼予定時間の利用料の半額
 - ウ) 無断取り消し・・・・・・・・・・依頼予定時間の利用料の全額

- ※ 一般援助活動は、原則午前7時から午後9時までとなりますが、それ以外の援助活動時間は、一律1時間あたり700円の利用料とします。
- ※ 住民税非課税・生活保護世帯・ひとり親家庭（児童扶養手当受給者）・ダブルケア負担世帯については、通常の利用料金の半額とします。

《実費》

原則として、食事（ミルク）・おやつ・おむつ等はおねがい会員が用意しますが、やむを得ずまかせて会員が用意した場合は、おねがい会員が実費を支払います。

《利用料の支払いについて》

- ◆ 利用料等の支払いは、援助活動の終了後、速やかに行ってください。

◆利用料に関する基準の説明◆

注 1)	最初の 1 時間は、それに満たない場合でも 1 時間とみなします。 例① PM5:00~PM5:20 (利用時間 20 分) 例② PM4:20~PM4:50 (利用時間 30 分) ※ 利用時間が、20 分、30 分でも 1 時間の利用料金となり、600 円になります。
注 2)	1 時間を超える場合は、30 分単位で 1 時間あたりの利用料単価の半額とします。 例③ PM4:00~PM5:30 (利用時間 1 時間 30 分) (計算方法) PM4:00~PM5:00 1 時間利用 600 円 PM5:00~PM5:30 30 分利用 (1 時間の 2 分の 1) 300 円 (合計利用金額) 900 円となります。
注 3)	援助活動が午後 7 時をまたぐ場合は、1 時間 600 円で計算してください。 例④ PM5:20~PM7:40 までの活動 (計算方法) PM5:20~PM7:20 2 時間利用 600 円×2 時間=1,200 円 PM7:20~PM7:40 20 分利用 (1 時間 700 円の 2 分の 1) 30 分単位で計算 350 円 (合計利用料金) 1,550 円
注 4)	原則 1 対 1 の預かりで、同日の同時間に複数のおねがい会員の子どもは預かれません。 ※同一世帯に属する複数の子どもを預かる場合は、2 人目から半額とします。 ※ただし兄弟、姉妹等複数の子どもを預かるときには、年齢・状況により検討しての対応とします。
注 5)	おねがい会員が援助活動を取り消した場合は、次のとおりとします。 ア) 前日までの取り消し・・・・・・・・・・無料 イ) 当日取り消し・・・・・・・・・・依頼予定時間の利用料の半額 ウ) 無断取り消し・・・・・・・・・・依頼予定時間の利用料の全額 ※取り消し(キャンセル)の場合は、わかった時点で早めにまかせて会員へ連絡して、お互いきちんと確認し、迷惑がかからないようにしましょう。
※	年末年始は、12 月 29 日~1 月 3 日とします。

◆利用料の支払いは原則、援助活動終了後清算しますので、あらかじめおつりのないよう準備しておくようにしましょう。

《開始時間》

- ・ 自宅でお子さんを預かる場合は、預かった時間から
- ・ お子さんを迎えに行く場合は、まかせて会員が自宅を出た時間から

《終了時間》

- ・ お子さんを預かった場合は、おねがい会員にお子さんを引き渡した時間まで
- ・ お子さんを送っていく場合は、まかせて会員が自宅についた時間まで

9. 補償保険制度について

重要!

◎会員には、安心して活動できるように『依頼子供傷害保険』『サービス提供会員傷害保険』『賠償責任保険』『研修・会合傷害保険』『お見舞金制度』に加入していただきます。保険料は、センターが負担します。

『依頼子供傷害保険』

おねがい会員の子どもが、保育サービスを受けている間や、保育サービスを受けるため自宅とまかせて会員宅や保育所等への往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故等によって傷害を被った場合に、まかせて会員の過失の有無にかかわらず保険金をお支払いします。なお、本保険は傷害保険のため、疾病（持病の悪化等を含む）は対象となりません。

種 類	補 償 額	備 考
死 亡	300 万円	事故日より 180 日以内の死亡
後 遺 障 害	程度により 300 万円～12 万円	事故日より 180 日以内の後遺障害発生
入院(1 日)	3,000 円	事故日より 180 日以内に入院した場合 1 事故につき 30 日を限度
手 術	3,000 円×10 倍（入院中の手術） ×5 倍（入院中以外の手術）	事故日より 180 日以内の手術
通 院	2,000 円	事故日より 180 日以内に通院した場合 1 事故につき 90 日を限度

《保険金をお支払いする場合》

- ・おねがい会員の子どもが、階段から落ちてケガをした。
- ・おねがい会員の子どもが、犬にかまれてケガをした。
- ・おねがい会員の子どもが、車に乗っていて自動車事故に遭いケガをした。
- ・地震が発生し、依頼子どもが棚から落下したものにあってケガをした。
- ・おねがい会員の子どもが、活動中に熱中症になった。
- ・まかせて会員が作った料理を食べたおねがい会員の子どもが、ウイルス性食中毒を発症した。



《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
- ・酒気帯び運転、無資格運転中に被った傷害
- ・脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害
- ・戦争、暴動などによって被った傷害
- ・むち打ち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ・その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの（靴ずれ、しもやけ、日焼けなど）

「サービス提供会員傷害保険」

まかせて会員が、保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するための自宅と子ども宅や保育所等への往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故等によって傷害を被った場合に保険金をお支払いします。なお、本保険は傷害保険のため、疾病（持病の悪化等を含む）は対象となりません。

種 類	補 償 額	備 考
死 亡	500 万円	事故日より 180 日以内の死亡
後 遺 障 害	程度により 500 万円～20 万円	事故日より 180 日以内の後遺障害発生
入院（1 日）	3,000 円	事故日より 180 日以内に入院した場合 1 事故につき 180 日を限度
手 術	3,000 円×10 倍（入院中の手術） ×5 倍（入院中以外の手術）	事故日より 180 日以内の手術
通院（1 日）	2,000 円	事故日より 180 日以内 90 日分を限度

《保険金をお支払いする場合》

- ・まかせて会員が、走ってくる子どもを受け止めようとして、支えきれず転んでケガをした。
- ・まかせて会員が、子どもを送った帰宅途中に雨で濡れた階段で滑ってケガをした。
- ・まかせて会員が、子どもを乗せて車を運転中に自動車事故に遭いケガをした。
- ・地震が発生し、サービス提供会員が棚から落下したものにあってケガをした。
- ・まかせて会員が活動中に熱中症になった。
- ・まかせて会員が作った料理を、おねがい会員の子どもと一緒に食べたところ、まかせて会員がウイルス性食中毒を発症した。



《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
- ・酒気帯び運転、無資格運転中に被った傷害
- ・脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害
- ・戦争、暴動などによって被った傷害
- ・むち打ち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ・その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの（靴ずれ、しもやけ、日焼け、日射病など）

「賠償責任保険」

ファミリーサポートセンターまたは、まかせて会員（被保険者）が、保育サービス等の提供中に他人（おねがい会員の子どもを含む。まかせて会員と同居の親族を除く。）の身体または生命を害したり、財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金を支払いします。また、保育サービス等利用者からお預かりし、保育サービス等提供場内あるいは保育サービス等に使用するために保育サービス等提供場外で管理されている現金及び子ども預かりに必要な日用品を保険期間中に損壊・紛失または盗取・詐欺された場合の、所有者に対する法律上の賠償責任も補償対象となります。

項 目	支 払 限 度 額
施設損害賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1事故 2億円
生産物賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1事故 保険期間中 2億円
初 期 対 応 費 用	1事故 1,000万円
訴 訟 対 応 保 険	1事故 1,000万円
受託者賠償責任保険	1事故 10万円・保険期間中 50万円
個人情報漏えい保険	賠償1請求500万円・漏えい1請求50万円（保険期間中）

※自動車事故での賠償責任保険は適用されません。

《保険金をお支払いする場合》

- ・まかせて会員の不注意でお湯がこぼれ、子どもに大やけどをさせてしまったことにより賠償責任を負った。（施設賠償責任）
- ・まかせて会員が提供（調理）した食事やミルクが原因で、子どもが食中毒を起こしたことにより賠償責任を負った。（生産物賠償責任）
- ・おねがい会員から預かっていたベビーカーを破損してしまったことにより賠償責任を負った。（受託者賠償責任）
- ・センターにて、おねがい会員・まかせて会員の個人情報を記録・補完していた名簿が盗まれ、個人情報漏えいの恐れが発生した。おねがい会員の親、まかせて会員に対して詫び状を発送したため、費用を支出した。（個人情報漏えい賠償責任）
- ・まかせて会員が、おねがい会員の個人情報が記された名簿を紛失してしまい損害賠償を請求され、賠償責任を負った。（個人情報漏えい賠償責任）



《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・保険契約者または被保険者（補償を受けることができる方）の故意
- ・地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・戦争、暴動、変乱、騒じょうまたは労働争議
- ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ・排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任

- ・自動車、原動付自転車、航空機、昇降機（貨物専門のものを除きます）施設外にある船・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます）・動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任（施設賠償責任のみお支払いできません）等

『研修・会合傷害保険』

会員が、研修会や会合等の開催中及び自宅と会場の往復途上（通常経路）において、急遽かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に保険金をお支払いします。なお、本保険は傷害保険のため疾病（持病の悪化を含む）は対象となりません。

種 類	補 償 額	備 考
死 亡	500 万円	事故日より 180 日以内の死亡
後 遺 障 害	程度により 500 万円～20 万円	事故日より 180 日以内の後遺障害発生
入院（1 日）	3,800 円	事故日より 180 日以内を限度
手 術	3,800 円×10 倍（入院中の手術） ×5 倍（入院中以外の手術）	事故日より 180 日以内の手術
通院（1 日）	2,300 円	事故日より 180 日以内 90 日を限度

《保険金をお支払いする場合》

- ・会員が、研修会場で転倒してケガをした。
- ・会員が、研修会場に向かう途中、自動車事故に合いケガをした。
- ・研修会場での一時預かり中に、子ども同士がぶつかり合いケガをした。



《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
- ・酒気帯び運転、無資格運転中に被った傷害
- ・脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った傷害
- ・むち打ち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ・細菌性食中毒及びウイルス性食中毒
- ・その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの（靴ずれ、しもやけ、日焼けなど）

「お見舞金制度」

上記保険で補償されない部分として、預かった子どもの加害事故（まかせて会員の財物及びまかせて会員の同居家族の身体・財物への損害を対象とします。）、活動に起因した熱中症（熱射病や日射病）、感染症（インフルエンザやノロウイルス）、車での送迎中の事故（自損または当て逃げによりまかせて会員の車が破損した場合、及びまかせて会員が他人の車・財物に損害を与えた場合の事故を対象とします。）についてお見舞金をお支払いします。

《お見舞金一覧》

領 収 金 額	お 見 舞 金
2,000円未満	免責
2,000円～ 4,000円未満	1,000円
4,000円～ 6,000円未満	2,000円
6,000円～ 8,000円未満	3,000円
8,000円～ 10,000円未満	4,000円
10,000円～ 15,000円未満	5,000円
15,000円～ 20,000円未満	7,000円
20,000円～ 30,000円未満	10,000円
30,000円～ 50,000円未満	15,000円
50,000円～ 70,000円未満	20,000円
70,000円～ 100,000円未満	25,000円
100,000円以上	30,000円
自動車保険（任意保険）を使用	一律 5,000円

このような時にお見舞金を支払います。

（ケガ、病気）

- ・まかせて会員の家族が預かった子どもにケガを負わされた。
- ・まかせて会員または預かった子どもが熱中症にかかった。
- ・まかせて会員またはその家族が子どもにインフルエンザをうつされた。



（物損）

- ・預かった子どもにまかせて会員の家のものを壊された。
- ・預かった子どもにまかせて会員の車を傷つけられた。
- ・まかせて会員が当て逃げにあい車を傷つけられた。
- ・まかせて会員の運転ミスで自分または他者の車を傷つけた。



（その他）

- ・不測の事態が生じ、まかせて会員が支出を余儀なくされた。（その額及び用途が社会通念上妥当だと女性労働協会が認めたものに限りします。）

このような時は保険をお支払いできません。

- ・おねがい会員の家で子どもを預かっていたとき、子どもが自分の家を壊した。

- ・車で送迎中、まかせて会員が対人事故を起こして他人を死傷させた。

10. 四万十町ファミリーサポートセンター会則

（名称）

第1条 本会は、四万十町ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）という。

（事務所）

第2条 センターは、事務所を高知県高岡郡四万十町茂串町11番30号（四万十町社会福祉センター内）に置く。

（目的）

第3条 センターは、地域において子育ての援助をしてほしい方（以下「おねがい会員」という。）と、子育ての援助をしたい方（以下「まかせて会員」という。）の双方を組織化し、地域において会員同士が子育てに関する相互援助をすることにより、地域の子育て支援を行うとともに、仕事と子育てを両立できる環境を整備し、もって労働者の福祉増進及び児童の福祉向上を図り、地域の子育てしやすい環境となることを目的とする。

（センターの業務内容）

第4条 センターは、次の業務を行う。

- （1）会員の募集、登録その他の会員組織に関すること。
- （2）相互援助活動の調整及び支援に関すること。
- （3）会員に対する事業の周知及び相互援助活動に必要な知識を付与するために実施する講習会に関すること。
- （4）会員の交流及び情報交換に関すること。
- （5）子育て支援関連施設及び子ども・子育て支援関連事業と関連調整に関すること。
- （6）センターの広報活動に関すること。
- （7）前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要と認められる業務に関すること。

2 センターに、代表者1名を置く。

（会員）

第5条 会員は、次の条件を満たすものとし、両方を兼ねることもできる。

（1）おねがい会員

四万十町に住所を有し、生後6ヶ月以上の乳児から小学校6年生までの子どもと同居する保護者であること。ただし、里帰り出産等で一時的に町内に居住し、親類からの援助が受けられない場合及びその他の子育て支援として事業の利用が必要と認めら

た場合、センターに登録することができる。

（２）まかせて会員

四万十町に住所を有し、積極的に相互援助活動を行うことができる２０歳以上の者で、安全に子どもを預かることができる者であること。

（会員の責務）

第６条 会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （１）審議に基づき誠実に相互援助活動を行うこと。
- （２）まかせて会員は相互援助活動中の子どもの安全確保に努めること。
- （３）まかせて会員は相互援助活動中は会員証を携帯し、おねがい会員等に求められたときは会員証を提示すること。
- （４）活動援助中に事故が発生した場合は、直ちにセンターに連絡すること。
- （５）援助活動中に生じた事故については、当該援助活動の当事者である会員相互間において解決すること。
- （６）相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりしないこと。センターを退会した後も同様とする。
- （７）会員登録の内容に変更が生じた場合は、速やかにセンターに連絡すること。
- （８）政治活動、宗教活動、物品の販売や斡旋、その他センターの目的に反する行為を行わないこと。

（入会）

第７条 会員として入会しようとする人は、所定の申込書（様式第１号）（様式第２号）を提出し、センターの承認を受けなければならない。

２ まかせて会員は、入会に際して、県内のファミリーサポートセンターの実施する講習を受講しなければならない。

３ センターは、前項の承認を受けた会員に対し、会員証（様式第３号）を発行する。

（退会）

第８条 会員を退会しようとするときは、その旨をセンターに届けなければならない。

２ 会員は、退会に際して退会届（様式第１２号）をセンターへ提出し、会員証も返還するものとする。

３ 会員が会則に違反した場合は、あるいは会員として適格性を欠くとセンターが認めたときは、退会させることができるものとする。

（登録の抹消）

第９条 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消すること

ができるものとする。

(1) 会員の要件に該当しなくなったことが判明したとき

(2) 故意、重大な過失または不正な行為によりセンターに損害を与えたとき

2 センターは、前各号の規定により会員登録抹消したときは、速やかに会員に通知するものとする。

3 会員は、前項の規定により通知を受けたときは、速やかにセンターに会員証を返還しなければならない。

(アドバイザー)

第10条 センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは次の業務を行う。

(1) センターの会員の募集、登録その他会員組織に関すること。

(2) 会員の相互援助活動の調整及び支援に関すること。

(3) 会員に対する事業の周知、講習会の開催に関すること。

(4) 会員間の交流及び情報交換に関すること。

(5) 機関との連絡調整に関すること。

(6) センターの広報活動に関すること。

(7) その他必要な業務に関すること。

(相互援助活動の内容)

第11条 会員が相互援助活動として行う援助は恒常的な、または臨時的な次のものとする。

(1) 教育・保育施設等における保育開始まで子どもを預かること。

(2) 教育・保育施設等の保育終了後子どもを預かること。

(3) 教育・保育施設等まで送迎を行うこと。

(4) 放課後児童クラブ終了後や学校の放課後に子どもを預かること。

(5) 冠婚葬祭及び他の子どもの学校行事に保護者が出席する際に子どもを預かること。

(6) 買い物等保護者が外出する際に子どもを預かること。

(7) その他子育て支援のために必要と認める援助活動を行うこと。

2 子どもを預かる場合は、原則としてまかせて会員の家庭において行うものとする。ただし、当事者で合意がある場合はこの限りではない。

3 病児・病後児の援助は行わないこととする。

4 援助活動は早朝、夜間にわたることもあるが、原則として子どもの宿泊は行わないこととする。

5 子どもの受け渡しについては、原則として大人から大人への受け渡しとする。

(援助時間)

第12条 援助時間は原則として7:00~21:00までとする。ただし、センターが認めた場合はこの限りではない。

(相互援助活動の実施方法)

第13条 おねがい会員は、援助を必要とする場合には、センターに対して援助依頼の申し込みをするものとする。

2 センターは、おねがい会員から援助の申し込みを受けたときは、援助の内容、日時等を詳細に確認の上、申し込みの内容に相当と認められるまかせて会員に連絡することとする。

3 援助活動の調整を行ったアドバイザーは、援助依頼受付簿(様式第4号)に記入するものとする。

4 おねがい会員は、アドバイザーとともに該当するまかせて会員と援助内容についての事前打ち合わせを行い、援助の実施を相互に決定するものとする。

5 おねがい会員は、前項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。

6 まかせて会員は、援助実施後、活動の記録を記入しなければならない。(様式第7号-1)

7 まかせて会員は、前項の活動記録(様式第7号-3)を1ヶ月ごとに取りまとめ、翌月の5日までにセンターに報告するものとする。

(利用料金等)

第14条 おねがい会員は、まかせて会員に対し援助終了後、別表1に従って利用料を支払うものとする。

2 おねがい会員は、自己の都合で援助依頼を取り消した場合は、別表2に従ってまかせて会員に取消料を支払うものとする。

3 前各項に規定する利用料は、原則として援助終了の都度(前項の取消料にあたっては、援助依頼の取り消し後速やかに)直接現金で支払うものとする。当事者間で合意がある場合はこの限りではない。

4 おねがい会員は、子どもに係るミルク、おむつ、おやつ等は原則おねがい会員が用意するものとする。

(利用料の助成について)

第15条 町民税非課税・生活保護・ひとり親家庭(児童扶養手当受給者)・ダブルケア負担世帯については、本人の申請(様式第9号)によりセンターが必要と認めた場合は(別表3)に従い、利用料の助成を行うものとする。

2 利用料助成世帯のおねがい会員の子どもの援助活動を行うまかせて会員は、利用料払込依頼書(様式第11号)に記入し、利用料助成金は援助活動の翌月16日にセンターよりまかせて会員に支払うものとする。

(保険・事故)

第16条 会員は、ファミリーサポートセンター補償保険に加入するものとする。

2 前項の保険に係る費用は、センターが負担するものとする。

3 相互援助活動中に、会員又は会員の子どもの傷害等を被った場合の補償については、センターが加入する補償保険の補償の範囲とする。

4 重大事故（死亡事故・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等）が発生した場合、原則として事故発生日に四万十町に報告し、また事故報告（様式第12号）を作成し、書面をもって報告する。

5 相互援助活動中に生じた事故については、当該相互援助活動の当事者である会員間において解決しなければならない。

（その他）

第17条 この会則に定めない事項については、センターが別に定める。

附 則

本会則は、令和2年5月 日から施行する。

11. 四万十町ファミリーサポートセンターの個人情報保護に関する方針

当センターは、ファミリーサポートセンター事業遂行のため、会員登録などの機会を通して皆様から個人情報をご提供いただいております。

ご提供いただいた個人情報を保護することは、当センターの基本であるとともに、社会的責務であると考えています。

当センターは、四万十町個人情報保護条例及び社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会個人情報保護規程その他関係法令を遵守して、個人情報の保護に努め、適正に取り扱ってまいります。

（１）個人情報の取得

当センターは、十分な安全管理措置を講じ、利用目的を明示した上で、四万十町ファミリーサポートセンター会則のセンター事業、業務及び相互援助活動上必要な範囲で、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

（２）個人情報の目的

当センターは、取得した個人情報をファミリーサポートセンター会則のセンター事業、業務及び相互援助活動の遂行に必要な範囲内で利用します。その他の目的に利用することはありません。

上記の利用目的の変更は、相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲においてのみ行い、変更する場合には、変更した利用目的について各個人に対し原則として書面等により通知し、又は公表するものとします。

（３）個人データの安全管理

当センターは、個人データの漏洩、滅失又は棄損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとします。万が一、問題等が発生した場合は、速やかに適正な是正対策を講じます。

また、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やかに破棄又は削除するものとします。

（４）個人データの第三者への提供

当センターは、個人情報を第三者に提供するに当たり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供することはありません。

- ① 法令に基づくとき。
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急かつやむを得ないと認められる場合で、ご本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ③ 町で利用する場合又は他の実施期間若しくは国の機関などが事務を遂行することに対して協力する必要がある場合、かつ、使用することについて相当の理由があると認められるとき。

（５）問い合わせ窓口

ご照会者がご本人であることを確認させていただいた上で、対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。

（問い合わせ窓口）

住所：高知県高岡郡四万十町茂串町１１番３０号（四万十町社会福祉センター内）

名称：四万十町ファミリーサポートセンター TEL ０８８０－２２－１１９５

社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会における個人情報保護に関する方針 (プライバシーポリシー)

個人情報保護に関する方針 (プライバシーポリシー)

社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

- 1 本会は、個人の人格尊重の理念のもとに関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
- 2 本会は、個人情報を適法、かつ適正な方法で取得します。
- 3 本会は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲のみで個人情報を利用します。
- 4 本会は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- 5 本会は、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため、適切な措置を講じます。
- 6 本会は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申出があった場合には、速やかに対応します。
- 7 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切、かつ速やかに対応します。
- 8 本会は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。
- 9 本会は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを本会役職員に周知徹底し、確実に実施します。

平成 18 年 3 月 20 日 制 定

社会福祉法人
しまんと町社会福祉協議会
会 長 八 木 雅 昭

ファミリーサポートセンター活動 Q&A

「こんな時にどうするの？」



皆さんの質問・疑問にお答えします。

おねがい会員より



Q1. どんな人に預かってもらえるの？

A. 大切なお子さんを知らない人に預けるのは不安だと思います。まかせて会員さんは、四十町内で暮らしている子どもが好きな方で、子育てを支援したいと考えている人です。年齢も様々ですが、会員の方は登録時に養成講座を受講された方です。

また、会員同士で事前に打ち合わせを行い、お子さんのことを十分理解してから活動に入るので安心です。

Q2. 普通に知り合い同士やご近所の方に預かってもらうのとどこが違う？

A. ファミリーサポートセンターに登録して利用すると、援助活動中もしもの時、補償保険が適用になりますので安心です。

Q3. どこで預かってもらえるの？

A. お子さんを預かる場合は、原則、まかせて会員の自宅です。ただし、おねがい会員の合意がある場合はこの限りではありません。近所の公園等へ連れて行き、遊ばせることもできます。

Q4. 土曜、日曜、祝日等でも援助してもらえますか？

A. 援助できるまかせて会員がいれば可能です。頼みたい日、時間など決まっていれば早めにセンターへ連絡してください。

Q5. 保育所に迎えに行った子どもをお兄ちゃん・お姉ちゃん（小学生）の待つ自宅に送ってもらえますか？

A. 「大人から大人へ」子どもを安全に受け渡すことが規則です。お兄ちゃん・お姉ちゃんが大きくても未成年であればお渡しすることはできません。

Q6. 毎日の子育てが大変。たまには息抜きがしたいです。そのような場合でも子どもを預かってもらえますか？

A. はい。時にはお子さんから離れ、リフレッシュして気分転換してください。

Q7. 熱があっても預けられますか？

A. 病気の時はお預かりできません。

Q8. 急に援助が必要になった時、センターが閉まっていたらどうすればいいですか？

A. 事前に打ち合わせが済んでいれば、直接まかせて会員に依頼することができます。しかし、援助開始前に必ずセンターの留守電か **LINE・メール** に連絡をお願いします。連絡のない場合、万が一事故が起こったときに補償保険の対象外となります。

また、2回目以降のご利用は直接、おねがい会員からまかせて会員にご連絡ください。

Q9. 子どもが2人いますが、同じ人に見てもらえますか？

A. 兄弟姉妹での預かりも可能ですが、お子さんの年齢や様子、依頼内容によってできない場合もあります。お互い安全に活動するためにも、依頼内容をご相談させていただきます。料金は2人目からは半額となります。

Q10. 会員になると必ず利用しないとだめですか？

A. 利用は必ずというわけではありません。いざというときのための準備として登録して「事前打ち合わせ」までをしておくで安心です。

Q11. 子どもがケガをしたとき、保険の対象になりますか？

A. 活動中であれば対象となります。

会員になると自動的に「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子供傷害保険」「研修・会合傷害保険」の4つの保険に加入することになります。

Q12. 予定していた援助活動を当日キャンセルしたい場合は、どうしたらよいですか？

A. すぐにまかせて会員に連絡をとってください。取り消し料の支払いが必要な場合は報酬額の基準額に従って支払っていただきます。

Q13. 利用当日、まかせて会員と会えず、直接利用料等が支払えないのですが….

A. まかせて会員さんへの利用料は、その日の利用終了時に直接支払うのが基本です。しかし、やむを得ず会員同士が対面できないときには、事前打ち合わせの段階で授受のタイミングについてよく話し合っておき、良い方法を決めておきましょう。

Q14. 台風のため臨時休校に。依頼していた援助もなくなりましたが、キャンセル料は、発生しますか？

A. 当日のキャンセルはキャンセル料を頂くことになっていますが、この場合、自然災害など予期できないことなのでキャンセル料は発生しません。

Q15. 事前の約束では1時間半の援助依頼ですが、早く用事がすんだので1時間前に迎えに行くことができました。料金はいくらになりますか？

A. 実質の時間で計算しますので、1時間分の料金となります。

Q16. 援助活動が30分に満たない場合の料金はようになりますか？

A. 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間の料金になります。

Q17. 保育所への送迎のように1日2回のおねがいの時には料金は別々ですか？

A. 料金は別々に計算します。

例えば、朝の送り30分、迎えの時間30分であっても合算せず、それぞれ朝1時間、帰り1時間として計算してください。

Q18. 今日は金曜日の夜。日曜日に急用ができ援助をお願いしたいのですが、センターは受付時間外。こんな時どうしたらいいですか？

A. センターの受付時間外や休日（土・日・祝日・年末年始）に緊急な依頼が発生したときは、事前打ち合わせが済んでいるまかせて会員がいる場合は、直接連絡をとって依頼してください。おねがい会員は援助開始前に必ずセンターの留守電または **LINE・メール** に連絡をお願いします。連絡のない場合は、保険が適用されません。

Q19. まかせて会員さんに利用料を渡すとき、気をつけたいことはありますか？

A. お子さんの年齢が大きくなると、目の前で現金をやり取りするのに配慮が必要です。封筒に入れて渡すことをおすすめします。

Q20. 援助時間が夕食をはさんだ場合の食事はようになりますか？

A. 原則では持参していただきますが、事前にまかせて会員に連絡して頂いて協力が得られれば夕食を作ってもらうことも可能です。（その時は実費を支払ってください。）

Q21. 約束の時間にお迎えに行くことができなくなりました。突然ですが、延長を希望したいんですが、ようになりますか？

A. 直接、まかせて会員の方との交渉になります。

まかせて会員の方の都合もありますので、遅くなる可能性がある場合は、予め時間に余裕をもって依頼をしましょう。

Q22. 保育所からのお迎えとその後の預かりを依頼しています。子どもの保育所で風邪が流行っているので、預かりのときに市販の風邪薬を飲ませてもらいたいんですが、可能ですか？

A. 活動中に、保護者に代わってまかせて会員が薬を与える場合、医師の処方の確認が必要になりますが、四万十町ファミリーサポートセンターでは、病児・病後児の預かりをしていないので、投薬をまかせて会員の方にお問い合わせすることはできません。万が一事故が起こった場合も保険の対象外になります。

Q23. 祖父母も自分（親）もまかせて会員として登録しています。近所に住んでいる祖父母に預かってもらってもこの事業の対象になりますか？

A. 別居の親族の援助が得られる場合は家族間の扶助となり、たまたま両者がファミリーサポートセンターの会員であっても、この事業の対象になりません。従って、保険の対象にもなりません。また、万が一事故が起こった場合においても、保険の対象になりません。

Q24. いつもはチャイルドシートを使用していません。援助中も使わなくてもいいですか？

A. ファミリーサポートセンターで援助する場合、法的に決められた決まりは必ず守っていただきます。

自動車の運転者は、幼児用補助装置（いわゆるチャイルドシート）を使用しない6歳未満の幼児を乗車させて自動車を運転してはいけません。

【根拠法】チャイルドシートの使用義務（道路交通法第71条の3第4項）

自動車の運転者は、幼児用補助装置（幼児を乗車させる際座席ベルトに代わる機能を果たさせるための座席に固定して用いる補助装置であって、道路運送車両法第三章及びこれに基づく命令の規定に適合し、かつ、幼児の発育の程度に応じた形状を有するものを言う。以下この項において同じ）を使用しない幼児を乗車させて自動車を運転してはならない。ただし、疾病のため幼児用補助装置を使用させることが療養上適当でない幼児を乗車させるとき、その他政令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

チャイルドシートの種類（道路交通法 平成12年4月1日施行）

【乳児用】・・・対象：体重10kg未満（身長70cm以下、新生児～1歳くらい）
・乳児期は首が据わっていないため、寝かせるタイプになっています。
・後ろ向きに使用する「シートタイプ」と、横向きに使用する「ベッドタイプ」とがあります。

【幼児用】・・・対象：体重9～18kg（身長65～100cm以下、1～4歳くらい）
・幼児の首が据わり、自身で座れることが使い始めの目安
・乳児用のものを卒業してから、「前向きシート」として使用

【学童用】・・・対象：体重15～36kg（身長135cm以下、4～10歳くらい）
・「座面を上げて背の高さを補う」「腰ベルトの位置を子どもの腰部に合わせる」ことによって大人用の座席ベルトが使えるようにするものです。

※ いずれも対象の体重、身長、年齢は目安です。



Q25. 車の運転ができないのですが、まかせて会員になれますか？

A. 車を必要としない活動もあります。

Q26. まかせて会員として会員登録したのですが、一度も援助依頼がありません。

A. おねがい会員の中には、「もしも」の時に備えて登録している方も多いため、会員登録や事前打ち合わせ後、必ず依頼があるとは限りません。また、センターではおねがい会員の援助内容・お子さんの年齢・地域など様々な条件を考慮して、まかせて会員にお声かけをしています。おねがい会員のSOSはいつ訪れるかわかりませんので「できる時にできることを」というボランティアの気持ちで末永く地域の子育てを支援していただけると幸いです。

Q27. お子さんを家で預かるとき、途中で一緒に外に出かけてもよいですか？

A. お子さんを預かる場所は原則としてまかせて会員の自宅です。しかし、おねがい会員との合意がある場合は、近所の公園などに連れて行き遊ばせることもできます。また、まかせて会員の自宅以外で援助する場合にも、事故やトラブルが生じないようにおねがい会員とよく話し合っておく必要があります。

Q28. おねがい会員より活動依頼があった時、都合が悪いときはどうすればいいですか？

A. 事前の打ち合わせの時にあらかじめ都合の良い曜日・時間を記入していただきますが、万が一都合の悪いときには、断っていただいてもかまいません。都合の良い時に活動してください。

Q29. 家の中でペットを飼っていますが、お子さんのアレルギーが心配です。

A. 入会登録の時にペットを飼っているかお伺いします。お子さんのアレルギーも確認するので、飼っているペットのアレルギーをもつお子さんを紹介することはありません。

Q30. 1人での活動は不安です。2人での活動はできますか？

A. 地域の中で手を取り合い、1対1の家庭的な援助活動を基本としています。しかし、障害を持ったお子さんや、1人で援助するのが危険と判断した場合は、まかせて会員さん2人で対応していただくことは可能です。利用料については、おねがい会員さんからの視点にたち、2人で1人分の料金とさせていただきます。

Q31. 約束の時間を忘れてしまいました。このような場合どのように対応すればいいですか？

A. 活動の前日におねがい会員さんから連絡をしてもらうようにします。

もし忘れた場合で…

保育所や幼稚園にお迎えに行く場合は、おねがい会員さんから事前に保育所等に情報が入っていますので、もしお迎えに行くことを忘れた場合、連絡があると思いますので、慌てずに対応をお願いします。

もし、このような場合に、お子さんが1人で帰り万が一ケガをした場合、活動が開始されていないとみなされ、保険の対象外となっています。

活動の依頼が入った場合は、スケジュール帳やカレンダーに記入するなど、忘れないように心掛けてください。

Q32. 家で預かっているとき、突然お子さんの具合が悪くなりました。熱をはかると38度あり、熱があるようです。このような場合、どのように対応すればよろしいですか？

A. お子さんが37度5分以上の熱が出た場合は、おねがい会員の保護者に連絡をし、迎えに来てもらうようにしてください。またセンターにも一報をお願いします。お子さんによって、発熱のラインが違うので「事前打ち合わせ」の時に会員同士で確認を行います。

【 様式一覧 】

様式第1号	入会申込書（おねがい会員用）裏面地図添付・・・30
様式第2号	入会申込書（まかせて会員用）裏面地図添付・・・32
様式第3号	会員証・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
様式第4号	援助依頼受付簿・・・・・・・・・・35
様式第5号	紹介状・・・・・・・・・・36
様式第6号	事前打合せ書・・・・・・・・・・37
様式第7号ー1	【日報】活動報告書（まかせて会員用）・・・・38
様式第7号ー2	【日報】活動報告書（おねがい会員用）・・・・39
様式第7号ー3	【日報】活動報告書（センター用）・・・・40
様式第8号	委任状・・・・・・・・・・41
様式第9号	利用料助成登録申請書・・・・・・・・42
	利用料助成について・・・・・・・・43
様式第10号	ダブルケア世帯申告書・・・・・・・・44
様式第11号	利用料振込依頼書（新規・変更）・・・・45
様式第12号	退会届・・・・・・・・・・46
参考様式	事故報告書・・・・・・・・・・47